

第3地区教科用図書採択協議会規約

(目的)

第1条 この規約は、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律(昭和38年法律第182号)第13条第4項の規定に基づき、宗像市及び福津市内の市立小学校及び中学校(以下「小・中学校」という。)において使用する教科用図書を採択するための協議会の設置、組織及び運営に関し必要な事項を定め、もって、教科用図書の公正、適切な採択の確保を図ることを目的とする。

(採択協議会の設置)

第2条 宗像市及び福津市における教科用図書の採択に関し協議するため、第3地区教科用図書採択協議会(以下「採択協議会」という。)を設ける。

2 採択協議会は、宗像市教育委員会及び福津市教育委員会が共同してこれを設ける。

3 採択協議会を置く期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(採択協議会の所掌事務)

第3条 採択協議会は、次に掲げる事務を行う。

- 一 小・中学校において使用する教科用図書の採択に関し協議し、種目ごとに1種の教科用図書を選定すること。
- 二 採択協議会における教科用図書選定方針(以下「選定方針」という。)を定めること。
- 三 教科用図書選定委員会(以下「選定委員会」という。)委員の人数を定め、委嘱すること。
- 四 選定委員会に教科用図書の選定に関し諮問すること。
- 五 その他、教科用図書の採択に関し、採択協議会において必要と認められるもの。

(採択協議会の組織)

第4条 採択協議会は、宗像市教育委員会及び福津市教育委員会の教育長、教育委員の各市2名をもって組織する。

(採択協議会の役員)

第5条 採択協議会に協議会長(以下「会長」という。)及び副協議会長(以下「副会長」という。)を各1名、監事2名を置き、それぞれ委員の互選により定める。

(役員職務)

第6条 会長は、採択協議会の会議の議長となり、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 3 監事は採択協議会の会計を監査する。

(採択協議会の会議)

第7条 採択協議会の会議は、会長が必要と認めるとき又は委員の3分の1以上の者から招集の請求があるときに、会長が招集する。

- 2 採択協議会は、会長及び委員の過半数が出席しなければ会議を開き、議決することができない。
- 3 採択協議会の会議は、会長を除く委員が出席できない場合、当該委員の属する教育委員会の教育部長が代理出席できるものとする。
- 4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(選定委員会)

第8条 採択協議会に選定委員会を置く。

- 2 選定委員会は、採択協議会の諮問に応じ、採択協議会が定める選定方針に従って教科用図書の採択に関して調査審議し、小・中学校で使用する教科用図書の選定について、採択協議会に答申する。
- 3 選定委員会は、総括部会、小・中学校別の各教科の教科用図書選定部会(以下「選定部会」という。)をもって構成する。
- 4 総括部会は、選定部会における調査審議の結果等を取りまとめ、選定委員会の答申内容を調整する。
- 5 選定部会は、別に定める福岡教育事務所管内教科用図書調査研究協議会(以下「調査研究協議会」という。)の調査研究の結果に基づき、採択協議会が定める選定方針に従って種目ごとに教科用図書を選定し、調査審議の経過、選定の理由及びその結果を取りまとめ、総括部会に提出する。

(総括部会の組織)

第9条 総括部会は、採択年に応じた選定部会の部長及び副部長並びに学識経験者及び保護者代表をもって組織する。

- 2 総括部会に部会長及び副部会長各1名を置く外は、第5条並びに第6条第1項及び第2項を準用し、それぞれ選定委員会の選定委員長及び副選定委員長を兼ねるものとする。

(選定部会の組織)

第10条 選定部会は、原則として、採択年に応じた小・中学校の校長、教頭及び教諭をもって組織する。

- 2 選定部会にそれぞれ部長及び副部長1名を置き、原則としてそれぞれ校長及び教頭をもって充てる外は、第6条第1項及び第2項を準用する。

(学校の意見)

第11条 選定委員会は、教科用図書の選定に関し、小・中学校の意見を校長を通して文書により聴取し、選定の資料とする。

(調査研究)

第12条 採択協議会は、調査研究協議会に教科用図書の調査研究に関し諮問する。

(事務局)

第13条 採択協議会の事務局は、会長の所属する市教育委員会に置く。

(採択協議会の経費)

第14条 採択協議会に要する経費は、宗像市教育委員会、福津市教育委員会で負担する。

- 2 前項の規定により負担すべき額は、宗像市教育委員会、福津市教育委員会が協議して定める。

(会計年度)

第15条 採択協議会の会計年度は毎年4月1日から翌年3月31日に終わる。

(補足)

第16条 この規約に定めるもののほか、採択協議会の事務に関して必要な事項は、採択協議会の会議を経て別に定める。

附 則

- 1 この規約は、平成17年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この規約は、平成21年6月1日より施行する。
- 2 教科書会社から教科用図書の新たな改定申請がなく、かつ、使用期間が2年間の場合は、採択協議会の議決により第8条に規定する選定委員会を置かないことができる。